

車を運転中に、自転車が急に道路を横断してきた、脇道から飛び出してきたなど、ヒヤリとしたりハッとした体験をお持ちの方も少なくないのではないのでしょうか。そこで自転車に対する注意点や事故を防止するためのポイントをまとめてみました。



自転車に対する注意点

後方の確認をせずに道路横断や進路変更をすることがある

道路の左端を通行する自転車は、駐車車両などの障害物があると右側に進路を変更してくることがあります。また、障害物がない場合でも、道路の反対側に自分の行きたい場所があると、急に道路を横断してくることがあります。

一時停止をせずに脇道から飛び出してくることがある

自転車を利用する人のなかには交通ルールをよく理解していない人もいます。そのため一時停止の標識や標示があってもそれらに注意を払わず、安全確認をせずに飛び出してくることがあります。

歩道から急に車道に出てくることがある

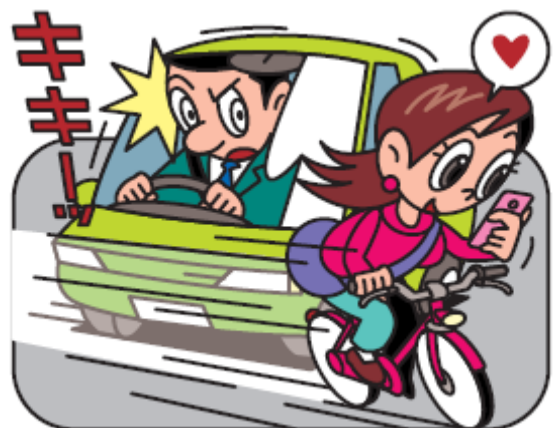
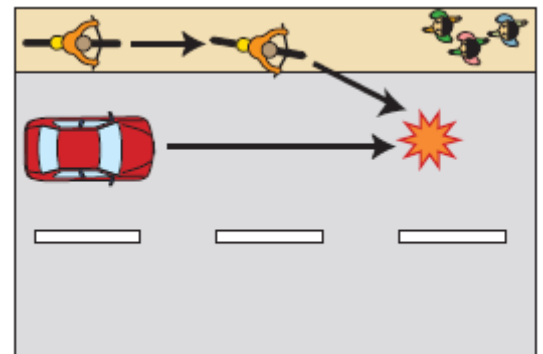
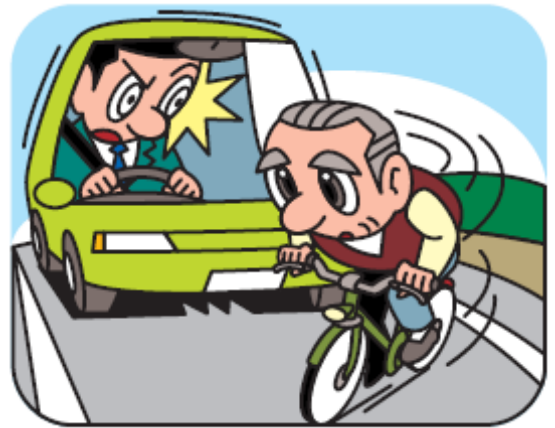
自転車は車道通行が原則ですが、実際には歩道を通行する自転車も少なくありません。歩道を通行する自転車は歩行者などにより進路を塞がれると、いきなり車道に出てくることがあります。

携帯電話などを使用していて車に気づかないことがある

携帯電話やスマートフォンなどを使用している自転車は、走行が不安定になるばかりでなく、周囲に対する注意力も低下してしまい、車の接近に気づかないことがあります。また、ヘッドフォンを使用していると周囲の音が聞こえにくいため、接近してくる車に気づくのが遅れやすくなります。

路面の変化や風などでふらつくことがある

自転車は路面の変化や横風などによりふらつくことがあります。特に子どもや高齢者の乗った自転車、前後に子どもを乗せた二人乗り、三人乗りの自転車、カゴに多くの荷物を入れた自転車などは不安定で、ちょっとしたことでふらついたり転倒することがあります。





自転車との事故を防止するためのポイント

進路変更や道路横断に備える

前方を自転車が走行しているときは、その先の状況に目を配り、駐車車両などの障害物があるときは自転車の進路変更を予測してスピードを落とし、先に行かせるようにしましょう。また、障害物がない場合でも、急な進路変更や道路横断があるかもしれないと考えて、自転車の挙動に十分注意しましょう。

脇道からの飛び出しを予測する

住宅街などの脇道や十字路のある道路を走行するときは、あらかじめスピードを落とすとともに、見通しの悪い脇道や十字路に接近したときは飛び出しを予測して、ブレーキの上に足を乗せておくなど、すぐに対応できる態勢をとっておきましょう。

また、前方の脇道から1台の自転車が出てきたら、続いて数台の自転車が出てくるかもしれないと予測し、脇道の手前で一時停止するくらいの慎重さで進行しましょう。

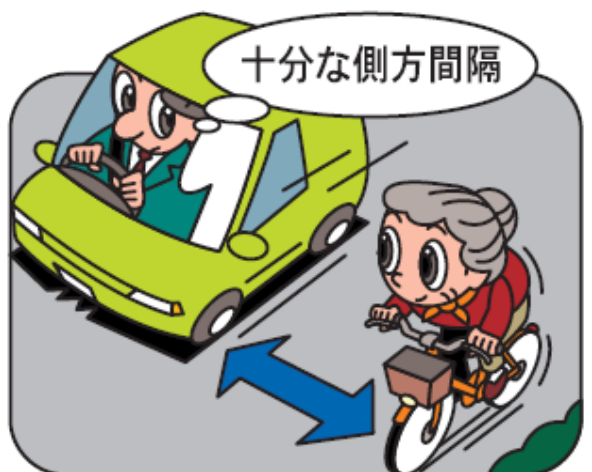
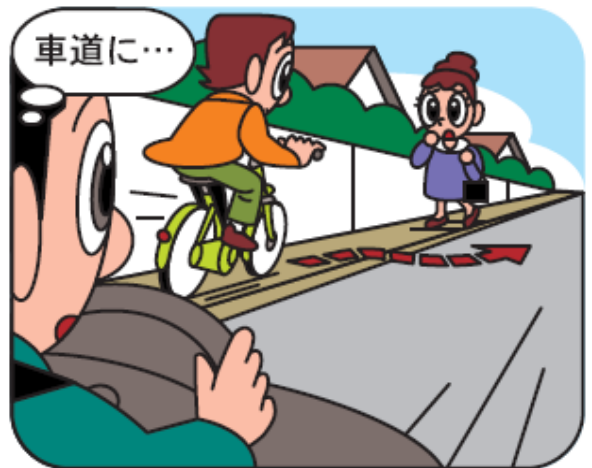
歩道を通行する自転車の動きにも注意する

自転車が歩道を走行しているからといって決して油断はできません。歩道の先の状況に目を配り、歩行者などにより自転車がそのまま進行しにくい状況にあるときは、車道に出てくることを予測して、スピードを落とすとともに左側に寄り過ぎないようにしましょう。

また、歩道と車道の境目にガードレールなどが設置されている場所では、その切れ目から自転車が車道に出てくる可能性がありますから、そのような場所では十分に注意しましょう。

側方を通過するときは十分な間隔をとる

自転車の側方を通過するときは、安全な側方間隔をとる必要があります。特に子どもや高齢者の乗った自転車、二人乗り、三人乗りの自転車、携帯電話やスマートフォンなどを使用している自転車などの側方を通過するときは、ふらつきなどを予測して十分な間隔をとりましょう。道路状況により、十分な間隔がとれない場合には徐行して進行しましょう。



「ご相談・お申込先」 株式会社 保険企画カワイダ
鹿児島市薬師2丁目5番22号

TEL 099-253-4405 FAX099-253-4425

【制作】株式会社インターリスク総研 交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ

運転免許のいらぬ自転車は、便利で手軽な移動手段として多くの人々に利用されています。その一方で、交通秩序を乱す危険な乗り方をする人も少なくありません。自転車も交通社会の一員であり、事故を起こさない安全な走行を心がける必要があります。そこで自転車の通行ルールや安全走行のポイントをまとめてみました。

自転車は車道の左端通行が原則

自転車は「軽車両」であり、車両のなかに含まれませんから、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則であり、車道の左端に寄って走行します。

また、自転車は路側帯（※）を通行することができますが、その場合は、道路の左側の路側帯を通行しなければなりません。（右側の路側帯を通行すると、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金：平成25年12月1日施行）

なお、白い2本の実線の道路標示のある路側帯（図1）や歩行者の通行を妨害する場合は通行できません。

※路側帯とは、歩道のない道路や歩道のない路端寄りに、道路標示（白線）によって区分された部分をいいます。



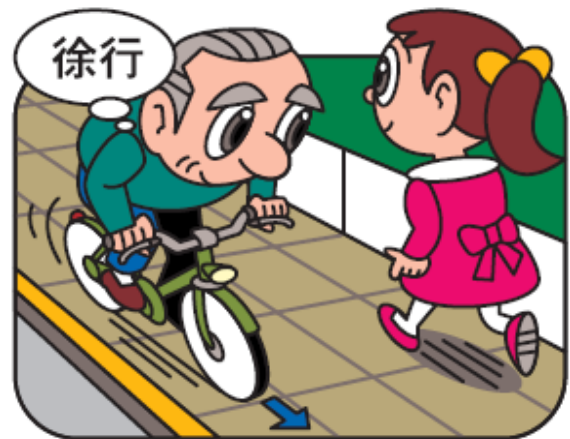
図1

歩道通行時は車道寄りを徐行

自転車は次の場合には、例外として歩道を通行することができます。

- ① 道路標識などで自転車の通行が認められている歩道
- ② 13歳未満の子ども
- ③ 70歳以上の高齢者
- ④ 車道の通行に支障がある身体障害者
- ⑤ 車道や交通の状況により、安全を確保するうえで歩道を通行することがやむを得ない場合

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りを徐行するとともに、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。



自転車での信号無視、飲酒運転など危険な違反行為を繰り返す運転者に講習を義務付け、未受講者は5万円以下の罰金（平成27年6月までに施行）など、自転車の環境も常に変化しています。ルールをきちんと理解し、しっかり守って安全運転を心がけましょう。

自転車安全走行のポイント

- 飲酒運転をすると、危険を見落としたりハンドルがふらつくなど、事故につながる危険が非常に高まります。自転車の場合も飲酒運転は禁止されており、違反すると厳罰に処せられますから、絶対にやめましょう。（酒酔い運転は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 見通しの悪い場所で安全確認をせずに飛び出すと、出会い頭事故につながる危険があります。一時停止の標識や標示のある場所はもちろんのこと、そうでない場所でも見通しの悪いところでは一時停止して安全を確認しましょう。また、後方の確認をせずに進路変更をすると後続車と衝突する危険がありますから、進路変更するときは必ず後方を確認しましょう。
- 携帯電話を操作したり、ヘッドホンで音楽を聴きながら走行すると、周囲への注意がおろそかになって歩行者などと衝突する危険があります。「ながら運転」はやめましょう。
- 自転車の二人乗りや並進は危険な行為であり禁止（幼児との二人乗りには例外があり、「並進可」の標識のある場所は2台までは並進可）されていますからやめましょう。また、夜間は必ずライトを点灯して走行しましょう。
- 子どもを乗せるときや子どもが自転車に乗るときは、万一の転倒などから子どもを守るためにヘルメットを着用させましょう。
- 自転車に乗る前には、ブレーキがきちんと利くか、ライトが点灯するかなどを点検し、整備不良の自転車に乗車することのないようにしましょう。また、ブレーキがないまたは基準に適合しない自転車で走行すると、警察官から検査のために自転車の停止を求められたり、運転の停止を命じられます。（警察官による停止や命令に従わない、検査を拒否・妨害するなどの行為は、5万円以下の罰金：平成25年12月1日施行）
ブレーキがない、基準に適合しない自転車で公道走行は禁止であることを理解し、絶対に乗らないようにしましょう。



自転車でも加害者になれば高額な損害賠償責任が発生することも!!

交通事故が発生した場合、自転車は常に被害者であるとは限りません。自転車で歩道を走行中に歩行者と衝突し歩行者を死傷させた場合には、自転車は加害者となり、状況によっては高額な損害賠償が命じられることもあります。実際、損害賠償額が5,000万円を超える事例もあります。その点をしっかりと認識して安全走行に努めるとともに、TSマーク制度を利用するなどの備えをするのもよいでしょう。



「ご相談・お申込先」 株式会社 保険企画カワイダ
鹿児島市 薬師2丁目5番22号
TEL 099-253-4405 FAX 099-253-4425